

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 （ 06-6208-9996 ）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	食鳥処理衛生管理者の解任命令（認定小規模食鳥処理業者）
概要	認定小規模食鳥処理業者において、確認規定に定める確認に関する事項が厚生労働省の定める基準に適合しておらず、当該確認を行った食鳥処理衛生管理者に引き続き確認を行わせることが適当でないと認められる時は、市長は食鳥処理業者に対して食鳥処理衛生管理者の解任を命じることができます。
根拠法令等 及び条項	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 16 条第 6 項
処分基準	食鳥処理事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第5項に規定する確認に係る事項が同項の厚生労働省令で定める基準に適合していなかった場合であって当該確認を行った食鳥処理衛生管理者に引き続き同項の確認を行わせることが適当でないと認めるとき
ホームページ	
備考	